

歳入 5億7308万3千円

保険税負担額

1人あたり 22,988円

1世帯あたり 74,743円

国民健康保険税 1億9829万2千円

国庫支出金 3億3118万9千円

繰入金 2500万円

繰越金 375万9千円

その他 1484万3千円

その他 883万2千円

総務費 2273万円

保険給付費

5億3223万6千円

歳出 5億6379万8千円

支出額

1人あたり 65,360円

1世帯あたり 212,513円

建設事業に

昭和56年度

歳出 21億1005万5千円

支出額

1人あたり 147,608円

1世帯あたり 562,381円

**国民健康保険
特別会計**

● 人件費 5億6678万1千円

● 普通建設事業費 4億2076万円

● 補助費等 3億9063万円

● 物件費 2億8167万9千円

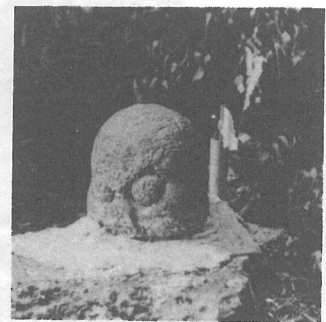
● 扶助費 1億4890万9千円

● 公債費 1億4059万円

● その他 1億6070万6千円

身体に重度の障害のある方

不在者投票は郵便で！



命を祭神として祭られ、養老元年（七一七）僧泰澄によって創設されたと物の本に記されています。写真は、ギョロリとした面相が今にもしゃべり出しそうにみえ、辺りに異様な雰囲気を作り出している白山様の石像です。

横芝町文化財審議会委員
小沢春光さん寄稿

身体に重度の障害があつて、投票所へ行って投票することができない方、郵便による不在者投票制度があるのをご存じですか？

この制度は、身体障害者手帳または、戦傷病者手帳の交付をうけている方で、選挙の当日にみずから投票所に行くことのできない有権者が、前もって郵便により行う投票のことで、手帳に次のように記載されている方が対象となります。

◎身体障害者手帳の交付をうけている方

- ・両下肢または体幹に障害があつて、一級あるいは二級と記載されている方
- ・心臓、じん臓もしくは呼吸器に障害があつて一級あるいは二級と記載されている方
- ・両下肢などの障害の程度が前記二項と同程度であると県知

事が認められた方
◎戦傷病者手帳の交付をうけている方

- ・両下肢または体幹に障害があつて、特別項症から第二項症までの方
- ・心臓、じん臓もしくは呼吸器に障害があつて特別項症から第三項症までの方

該当すると思われる方は、町選挙管理委員会で郵便投票証明書の交付手続きをしてください。また昭和五十四年に郵便投票証明書の交付をうけた方は、まもなく四年間の有効期限が切れますので、新たに交付手続きをしてください。今年度は、県議会議員、町議会議員、町長、参議院議員の選挙が次に執行される予定です。棄権せずにあなたの一票を政治に活かしましょう。

選挙管理委員会 二一一一一